

# 審 査 基 準

基準の名称	海岸管理者以外の者が施行する工事の審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
海岸法	第13条 第1項	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認
基 準 の 内 容		
<p>海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第13条第1項に規定する海岸管理者以外の者が施行する工事の承認については海岸法、海岸法施行令（昭和31年11月7日政令第332号）、海岸法施行規則（昭和31年11月10日農林・運輸・建設省令第1号）、海岸法施行条例（平成12年3月28日徳島県条例第54号）及び海岸法施行細則（昭和42年3月31日徳島県規則第42号）に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ承認をしてはならない。</p> <p>1 承認を受けようとする者は、海岸法施行細則で定める申請書を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。</p> <p>2 承認を受けようとする者の工事が、以下の条件を満たしていること</p> <p>①法第14条の技術上の基準に適合していること</p> <p>②当該海岸保全施設が土地改良事業その他、他の法律に基づく事業に係るものであるときは、当該事業を考慮したものであること</p> <p>③他の海岸保全施設の維持及び管理等、海岸の保全に支障を与えないこと</p> <p>④他の法令により規制を受ける行為をする場合は当該規則に従うこと</p> <p>⑤付近の航行等に対する支障がないこと</p> <p>⑥近隣事業者の事業活動に支障を与えないこと（与える場合は同意書をもって足る）</p> <p>⑦水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと</p> <p>標準処理期間30日</p>		